

第7回入善町農業委員会議事録

平成27年2月6日午後1時30分から第7回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 16名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
5番 長田昭	6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	9番 紺田與規一
10番 愛場正利	11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 松原二美榮
14番 上島幸夫	16番 市森孝義	17番 中島由起子	18番 手塚喜志子

欠席委員 2名

8番 鍋嶋太郎 15番 野島浩

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	係長	上田久志
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主事	柳澤拓也
入善町農業委員会	主事	上田敬章

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第22号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第23号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第24号 農用地利用配分計画案に意見を付す件
日程第7	議案第25号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に意見を付す件

議長（酒井職務代理者）

皆様、ご苦勞様です。お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

連日報道されております、北陸新幹線でありましたが、昨日より試乗会が開催されております。本日は行政の方が招待されているようですが、14日に農協も招待されており、金沢まで行ってきます。

新幹線の期待が高まる今日であります。農業におきましても、次年産に向けて動き出し始めております。昨年、米の総量が全国で765万tでありましたが、今年は751万tの予定であります。これを踏まえまして、今年の入善町では、備蓄米の県別枠を稲作に組み入れた転作率を28.5%とし、昨年より2.2%の増加を考えており、面積にしますと約80町増やすこととなります。このことから、水田活用について、先般開催されました入善町農業再生協議会にて、協議したところであり。基本的には、昨年730町ほど作付けしておりました大豆を増やすこと、大麦の作付けも増やすこととしております。また、新たに新規需要米の一般備蓄米を対前年比で120t増やし、輸出用米も120t増やし、米粉も100t増やすことで、合わせて340tほど増やすことを計画しております。これは、面積にすると57、58町ほどになり、

増加する80町の一部としたいと考えております。朝日町では30町ほど転作する必要があり、みな穂農協管内では、合わせて110町ほどの増加となるわけでありまして、水田の活用方針が決定したところであります。

また、今まで種籾は、熱湯殺菌してまいりましたが、最近馬鹿苗病が発生しておりますので、今年は、全面的に殺菌方法を切り替える試みを行います。農業の方も、新しい動きとなりますので、皆様のご協力をお願いします。

それでは、本日も最後まで、慎重審議をよろしくをお願いします。

議長（酒井職務代理者）

第7回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（酒井職務代理者）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。14番上島委員と16番市森委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（酒井職務代理者）

次に、日程第3、議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、高島〇〇番、登記地目、現況地目ともに田、面積は491㎡です。

譲渡人は、東京都〇〇区〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇さんで、譲受人は、入善町蛇沢〇〇番地の、〇〇さんです。

今回申請にかかる農地は、〇〇さんが耕作しており、権利関係を整理するために今回の申請となりました。

続いて申請番号1番の3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な農機具が揃っていること、通作においては、今回譲り受ける田は、譲受人の自宅から400mで、通作に支障はないと見込まれること、耕作者本人が50年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は法人ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、

当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、8カ月にわたり、農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は11,044㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農業委員による意見書の確認印は、長田委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（酒井職務代理者）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

長田委員

私が確認しました。事務局の説明のとおりであり、現地も確認したところ、問題はないと思います。

議長（酒井職務代理者）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（酒井職務代理者）

では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（酒井職務代理者）

次に、日程第4、議案第22号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第 22 号、農地法第 5 条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は 1 件の申請があります。

申請地は、入善町東狐〇〇の計 1 筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は 517 m²です。譲渡人は、入善町東狐〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、魚津市吉島〇〇番地〇〇の特定非営利活動法人〇〇です。転用目的は「従業員駐車場用地」で、契約内容は賃借権の設定です。

譲受人の特定非営利活動法人〇〇は、高齢者や障がい者に生活支援サービスを提供する事業所で、入善町〇〇にグループホームを開設し、訪問介護事業や通所介護事業等も行っていますが、この事業所が従業員用の駐車場として借りている土地が借りられなくなり、代わりの駐車場を確保する計画を立てたことから、今回の転用申請となりました。

申請地は、従業員用に 15 台分の駐車場を整備する計画であり、必要な面積と認められます。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「従業員駐車場用地」であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種農地、第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成 27 年 2 月 4 日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書の確認印については、長田委員にいただいております。

以上 1 件です。よろしく申し上げます。

議長（酒井職務代理者）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

長田委員

今までの駐車場は、敷地の所有者が建物を建てる計画をしたため、代替地を求めたところ、この土地が対象となりました。残地の水路も確保されており、影響はないと思います。

議長（酒井職務代理者）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長（酒井職務代理者）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（酒井職務代理者）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 22 号、農地法第 5 条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（酒井職務代理者）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（酒井職務代理者）

次に、日程第5、議案第23号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第23号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成27年2月6日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。今回は529件と農地中間管理事業に関するものが多数含まれております。

まず農地中間管理事業に関するもの以外の申請です。

申請番号1番。東狐〇〇、東狐〇〇、東狐〇〇、地目はすべて田、計3筆で合計面積は4,979㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町入膳〇〇番地〇〇住宅〇〇の〇〇さん外3名、借受人は入善町板屋〇〇番地の株式会社〇〇、借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号2番。板屋〇〇、地目は田、面積は3,710㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町板屋〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町板屋〇〇番地の株式会社〇〇、借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号3番。上飯野〇〇、上飯野〇〇、上飯野〇〇、上飯野〇〇、地目はすべて田、計4筆で合計面積は8,542㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町上飯野〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町板屋〇〇番地の株式会社〇〇、借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号4番。上飯野〇〇、上飯野〇〇、上飯野〇〇、地目はすべて田、計3筆で合計面積は6,695㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町上飯野〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町板屋〇〇番地の株式会社〇〇、借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号5番。上飯野〇〇、上飯野〇〇、上飯野〇〇、上飯野〇〇、地目はすべて田、計4筆で合計面積は10,121㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町上飯野〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町板屋〇〇番地の株式会社〇〇、借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号6番。上飯野〇〇、地目は田、面積は1,984㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は大阪府〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇の〇〇さん、借受人は入善町板屋〇〇番地の株式会社〇〇、借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

続きまして、農地中間管理事業に関する申請です。

この農地中間管理事業に関連して、議案第24号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を、合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。平成27年2月6日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、市町村が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。今回は522件と件数が多いので、地区ごとに報告させていただきます。

まず、新規設定です

入善地区 37件、143筆、317,010㎡。

上原地区 80件、225筆、397,627㎡。

青木地区 14件、42筆、84,069㎡。

飯野地区 88件、219筆、389,771㎡。
小摺戸地区15件、38筆、64,846㎡。
新屋地区 14件、45筆、96,679㎡。
柵山地区 7件、13筆、26,322㎡。
横山地区 3件、13筆、21,094㎡。
舟見地区 16件、29筆、46,060㎡。
野中地区 23件、73筆、112,225㎡。
以上、新規の合計は、297件、840筆、1,555,703㎡です。

続いて再設定です。

入善地区 10件、30筆、44,631㎡。
上原地区 49件、155筆、300,839㎡。
青木地区 23件、62筆、102,860㎡。
飯野地区 84件、209筆、421,088㎡。
小摺戸地区11件、23筆、50,978㎡。
新屋地区 21件、74筆、149,550㎡。
柵山地区 15件、32筆、55,955㎡。
横山地区はありません。
舟見地区 10件、31筆、61,054㎡。
野中地区 23件、51筆、90,572㎡。
以上、再設定の合計は、246件、667筆、1,277,527㎡です。

件数については、1つの申請の中で新規と再設定がある場合は、重複しておりますので、設定件数と議案の申請件数と一致しておりません。

次に農用地利用集積計画の許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権

の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

今回農地中間管理事業を活用した機構集積協力金についてですが、県によりますと、平成27年予算で支払うこととなり、5、6月頃には農家の皆様が受け取ることができるよう手続きを進めていく予定としておりますのでご報告いたします。以上、よろしくお願ひします。

議長（酒井職務代理者）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（酒井職務代理者）

農地中間管理機構に関するものは、3月にもありますか。

事務局

今回のみです。

松原委員

農地中間管理機構へは、意見進達だけですか。

事務局

そのとおりです。農用地利用配分計画案を機構へ提出し、3月末までに県知事の認可を得て、決定することになります。

松原委員

大規模集約化していくことで、水管理の弊害も出てきているということがあります。一度に多くの田に水をあてられると、下流に流れてこないということがおきています。水管理については、昔からルールとマナーを持って行ってきましたが、近年崩れてきていると思います。何か対策が必要ではないでしょうか。飯野地区では、取水口を一回り小さくして、地域で調整を行っている所もあるそうです。

議長（酒井職務代理者）

稲作特報で水の管理について、案内をしていますが、今度開催の農業者と農業委員会との意見交換会で、農業委員会の意見として水管理について話題にしたいと思います。

笹原委員

水門の管理責任者もはっきりしていないですね。

愛場委員

年間の水利は、決まっていますから、ずっとあて流しをしている農家には、土地改良区として注意することもあります。

議長（酒井職務代理者）

生産組合長会など様々なところで議論が必要かもしれないですね。

議長（酒井職務代理者）

他に何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第23号、農用地利用集積計画の決定について、及び、議案第24号、農用地利用配分計画案に意見を付す件を、原案どおり決定すること、及び、農地中間管理機構へ提出することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（酒井職務代理者）

次に、日程第7、議案第25号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に意見を付す件を議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第25号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に意見を付す件。農業委員会等に関する法律施行令第3条第1項の規定に基づき、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書が別冊のとおり提出されたので、その申請書を入善町選挙管理委員会に送付するにあたり意見を求めます。平成27年2月6日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。

次のページに記載されているのは、平成27年1月1日現在の各地区の選挙人の申請一覧です。

合計で、農家戸数1,086戸、申請人の内、男性1,756人、女性910人、計2,666人、昨年度農家戸数1,131戸です。

農業委員は公職選挙法に基づき選ばれます。普通選挙と同じように選挙人名簿がありまして、名簿は町で作製しますが、農業委員会から選挙管理委員会に名簿を送る際に、農業委員会からの意見を付するというようになっております。意見というのは、申請の内容をチェックして選挙権があるかないかという確認印をつけ、これをもって農業委員会の意見となります。皆さんも書かれた申請書で右側の部分に、農業委員会で選挙権があるかないか判定する欄があります。

選挙人名簿に登載できる資格とは、入善町に住所を有する、平成27年3月31日現在で満20歳以上の者で、10アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業経営主か、その経営主の同居の親族又はその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事する者、また、10アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事する者も、資格があります。

申請用紙は、事務局が農地台帳と照合して、確認のチェックを付けて地区ごとにまとめてありますので、またご確認ください。この結果がお手元の一覧表です。全体的には、農家は減少傾向となっております。この数字が農業委員会の意見となりますので、この内容で選挙管理委員会に提出してよいかという議案です。なお、今年は農業委員会委員の選挙はありませんが、選挙のない年でも名簿は調整しなければなりません。よろしく願います。

議長（酒井職務代理者）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

寺崎委員

農業委員会委員の選挙のある年だけ話題になりますが、選挙のない今年のような場合は、農家の関心もあまり高くないような印象を受けます。

議長（酒井職務代理者）

他にご意見はありませんか。ないようでしたら採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしの声によりまして、採決を行います。議案第25号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に意見を付す件、本案を原案どおり採択することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採択することに決定いたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありますか。

事務局

まずは、人・農地プランの変更についてです。前回、8月29日に変更したものを、1月30日に更新しましたのでご報告します。今回は、地域の中心となる経営体についてということで、新たな追加、名称等の変更、及び他地域への追加がありました。入善町では認定農業者、認定新規就農者、入善町フル活用ビジョン農家を、地域の中心となる経営体に位置づけているところでもあります。そこで、今回新たに認定等を受ける、〇〇さん、〇〇さん、株式会社〇〇を追加します。また、経営体の法人化による名称変更が4件、経営主の変更が1件、他地域への追加が7件あります。今回の変更により、地域の中心となる経営体数は、他地域との重複込みで231経営体、重複を除くと171経営体となります。

寺崎委員

個人の法人化や、新規に認定農業者になる人が増えているようですが、メリットはなんですか。

議長（酒井職務代理者）

国の様々な施策を受けることができるということでしょう。米価下落による価格補償等は、認定農業者のみ対象となりますし、今回国の補正でありました、生産コスト削減に取り組む農家への支援は、担い手のみが対象となっております。

寺崎委員

認定農業者ではない兼業農家だと、経営が難しくなりますね。

笹原委員

ビジョン農家とは何ですか。

事務局

認定農業者とまでではありませんが、地域の担い手として位置づけられる農家です。生産組合長の推薦等により、入善町農業再生協議会で位置付けているものです。

事務局

それでは次に、入善町農作業等標準料金についてです。今年は改訂の年ではありませんが、富山県農業会議では毎年試算をしており、20%以上の変動があった場合には改訂を行うよう指導することとしております。現在適用している農地標準賃借料は、平成24年度に改訂を行い、平成25年度から平成27年度の3ヶ年適用することとしていますが、この間の農業事情の変化に対応するため、毎年試算を行っています。

今回の試算結果は、農地標準賃借料については、3年に一度の改訂作業で算定した平成25年産農地標準賃借料に対して3.3%の下降で、改訂が必要な20%以上の変動範囲内であり、農作業標準料金については、一部の作業で改定が必要な5%の変動範囲を超えていましたが、関係機関で検討した結果、「改訂が必要な著しい農業事情の変動とは認められない」ことから、県下一斉の改訂作業の実施指導は行わない、とのことでした。

議長（酒井職務代理者）

朝日町の農業委員会では、改訂を検討することとなったようです。入善町では、来年見直すまで据え置きとすることで、次回には十分話し合いをする必要があると思います。

事務局

では次にご案内ですが、毎年この時期に行われていますが、農業委員等研修会が、来月3月9日、月曜日、午後1時30分から、とやま自遊館で開催されます。いつものように、役場正面からマイクロバスで出発したいと思いますので、ご参加くださいますよう、よろしくお願いいたします。研修内容については、農業委員会に課せられた役割等について研鑽を深めるとともに、「農地を活かし、担い手を応援する全国運動」を強力に展開するため、以前皆さんにお渡しした研修テキスト「ザ・スーパー農委—複眼的視座で地域アプローチ」の著者をお招きしての講義等がありますので、充実した内容になっていると思います。

最後に、2月24日、火曜日に、うるおい館にて、恒例の「認定農業者と農業委員会との意見交換会」を開催しますので、ご参加くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（酒井職務代理者）

では、他にご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（酒井職務代理者）

他にご意見がないようですので、これをもちまして第7回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、平成27年3月3日 火曜日、午後1時30分から、場所は「うるおい館」で行いますので、よろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時30分）